

IPネットワーク設備委員会 御中

## 事業者ヒアリング資料

---

2022年4月11日

日本通信株式会社

- (1) 電気通信事業法第41条：技術基準の適合維持について**
- (2) 音声相互接続実現に向けたネットワーク構成（想定）**

# (1) 電気通信事業法第41条：技術基準の適合維持に関して

- 音声伝送携帯電話番号の使用条件に関して、電気通信事業法第41条第1項において以下の通り記載がございます。

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（第三項に規定する電気通信設備、専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備及びその損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定める電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

- この点、MNO事業者は、「総務省令で定める技術基準」である「事業用電気通信設備規則」に基づき、自らが保有する事業用電気通信設備について網羅的に自己確認届出を提出しているものと理解しております。
- 当社は、MVNOが音声相互接続実現にあたって保有する事業用電気通信設備（IMS等を含む）に対して、現行の基準が適用されることを前提に、ネットワーク構成の検討等、各種の対応を進めている状況となります。

## 電気通信事業法

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（第三項に規定する電気通信設備、専らドメイン名電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備及びその損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定める電気通信設備を除く。）を**総務省令で定める技術基準**に適合するように維持しなければならない。

## 事業用電気通信設備規則

設備の損壊・故障対策（第2章第1節）

秘密の保持（第2章第2節）

他の設備の損傷・機能障害の防止  
（第2章第3節）

他の設備との責任分界（第2章第4節）

音声伝送役務用設備(通話品質・緊急通報等)  
（同章第5節第4款）

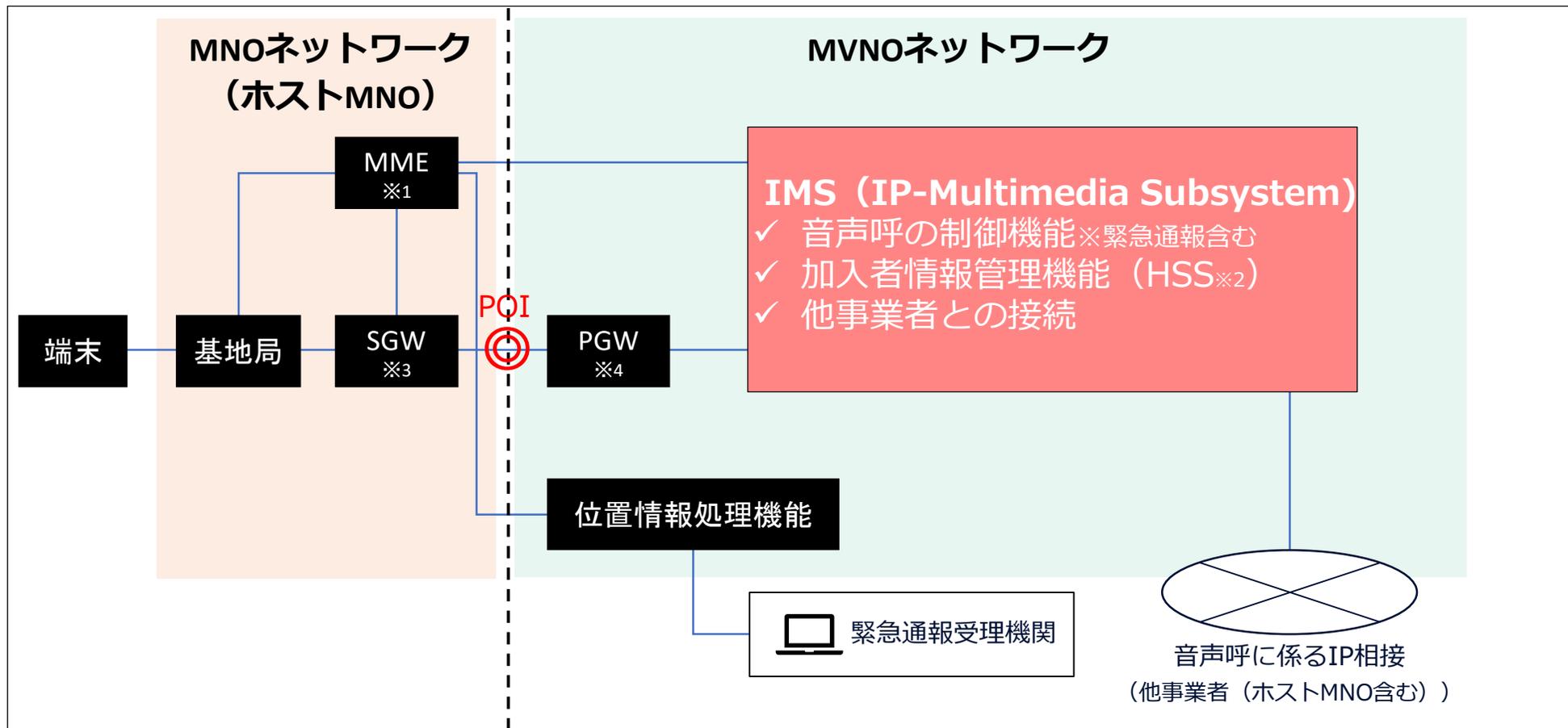
MVNO事業者等  
に対して、同等  
の基準が課され  
るものと想定

※令和元年10月総務省「電気通信事業法に基づく事業用電気通信設備(携帯電話用設備)の自己確認届出に関する記載マニュアル」より

## (2) 音声相互接続実現に向けたネットワーク構成 (想定)

- 本頁に、当社が現状想定している、音声相互接続実現に係るネットワーク構成図を記載致します。
- ただし、音声相互接続の実現に際しては、事業者間協議は必須であり、具体的な設備構成等については、ホストMNOとの議論によって確定されるものとなります。

想定されるネットワーク構成図



- ※1 MME (Mobility Management Entity) : 端末の位置情報やパケット通信用のパス設定の制御、認証を行う機能を有する、携帯電話の制御信号のゲートウェイ
- ※2 HSS (Home Subscriber Server) : 事業者に参加するすべての加入者に関する位置情報、サービス加入情報、認証情報等を保持するデータベース
- ※3 SGW (Serving Gateway) : ユーザパケットのルーティング、端末が基地局間をハンドオーバーする場合に、パケット転送ルート上のアンカーポイントとなる装置
- ※4 PGW (Packet Data Network Gateway) : 外部ネットワークへのアクセスサーバの役割を果たし、インターネットや事業者サーバとの接続を制御する装置